

表1 モントリオールプロセスの基準と指標の概要（2009年改訂、林業白書2009年）

基準1 生物多様性の保全（9指標）

生態系タイプ毎の森林面積、森林に分布する自生種など

基準2 森林生態系の生産力の維持（5指標）

木材生産に利用可能な森林面積や蓄積、造林面積など

基準3 森林生態系の健全性と活力の維持（2指標）

通常の範囲を超えて病虫害、森林災害等の影響を受けた森林の面積など

基準4 土壌及び水資源の保全の維持（5指標）

土壌や水資源の保全を目的に指定や管理がなされている森林の面積など

基準5 地球規模の炭素循環への寄与（3指標）

森林生態系の炭素蓄積量、その動態変化など

基準6 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持増進（20指標）

林産物のリサイクルの比率・森林への投資額など

基準7 法的・制度的・経済的な枠組み（10指標）

法律や政策的な枠組み、分野横断的な調整、モニタリングや評価の能力など

表2 人為の関わりの度合いによる森林の区分

天然林	<p>厳密には人手の加わらない森林であり、台風や火災などの自然攪乱によって天然更新（更新とは、新しい個体、世代の成立すること）し、極相までのあらゆる遷移段階（発達段階）を含む森林である。天然林に多少の人為の加わったものも、天然要素の強い森林は天然林として扱われる。伐採跡に成立した天然生林も時間がたってその痕跡が小さくなったもの（成熟段階の後半から老齢段階）は天然林と呼ぶことが多い。</p>
人工林	<p>植栽または播種によって更新した森林。更新後の手入れの有無は問わないが間伐などの保育を必要とするのが普通である。目的樹種の比率が高い。不成熟造林地となり、天然更新木が多く混ざっているものは天然生林に含まれる。</p>
天然生林	<p>伐採など的人為の攪乱によって天然更新し、遷移の途上にある森林。二次林と呼ばれるものや、不成熟造林地と呼ばれるものも天然生林に含まれる。天然更新補助作業を行ったり、天然更新した後で間伐などの手入れを行った森林も天然生林と呼ぶ。</p>